

釧路市権利擁護成年後見センター成年後見審査会等運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、釧路市権利擁護成年後見センター事業（中核機関業務）実施要綱第5条第2号及び第3号に規定する成年後見審査会（以下「審査会」という。）及び検討会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議・検討事項)

第2条 審査会及び検討会議は、次の事項について審議検討する。

審査会

- (1) 後見申立等の適否
- (2) 市民後見人受任の適否
- (3) 釧路市社会福祉協議会の法人後見受任の適否
- (4) その他、市民後見人受任調整に関する事項

検討会議

- (1) 困難ケースへの支援方針などケース検討に関する事項
- (2) 市民後見人の活動に対する必要な助言
- (3) その他、市民後見人活動の円滑な推進を図るため必要な事項

(委員)

第3条 審査会及び検討会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 行政書士
- (5) 税理士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 釧路市社会福祉協議会地域福祉課長
- (8) 釧路市福祉部、阿寒町行政センター及び音別町行政センターの当該後見事案担当課長

2 委員は、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし再任は妨げない。

第5条 審査会に審査委員長、検討会議に委員長を置き、各々の委員の互選によりこれを定める。

2 審査委員長及び委員長は会議を総括し、各々審査会並びに検討会議を代表する。

3 審査委員長及び委員長に事故等があるときは、審査委員長及び委員長があらかじめ指名する他の委員が各々審査委員長及び委員長の職務を代理する。

(運営)

第6条 審査会及び検討会議は、センター長が招集する。

2 センター長は、特に必要があると認めた場合に、委員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(専決)

第7条 第2条「審査会」に属する事項のうち(1)及び(2)について、その必要性が明確であり、かつ特に急を要する場合は、審査委員長及び他の委員1名の同意により専決をすることができる。

2 センターは、専決された事案について、次回審査会においてその内容及び結果を報告する。

3 審査委員長に事故等があるときは第5条3項を準用する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会及び検討会議の運営に関し必要な事項は釧路市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月27日から施行する。